

## ◎ご加入手続きの受付について

入会申込書の入会年月日と第二退職給付金申込書の申込日は、提出月の3か月前まで遡ってご提出されても受付致しますが、共済契約規程第19条のとおり、事由が生じましたら速やかにご提出ください。

### 【理由】

共済会の退職金制度は、退職金原資(掛金)を運用し、会員様の在会期間に応じた運用益を反映させた退職給付率で、退職給付金をお支払いしております。従いまして、書類提出日において、3か月以上遡った申込日は、運用期間が在会期間より短くなり、運用益を反映した退職金制度が成り立ちませんので、受理することができません。

## ◎各種届出用紙について

入会申込書、脱退届兼給付請求書、届出事項訂正変更届などの各種届出用紙は当会ホームページからダウンロードしてお使いください。

※令和のコード番号は【5】です。

※平成のコード番号は【4】です。

Yahoo!等の検索サイトで [大阪民間共済会](#)  トップページ右側の

各種届出用紙  
ダウンロード

### 《ご注意》

以前ご利用いただいていたOCR専用用紙(赤色枠付き用紙)のコピーや、独自で作成した用紙では機械読込が出来ません。必ず、当会がご提供している用紙をご利用ください。

入会申込書等で報告した内容に訂正がある場合や、結婚により名字が変わる場合は、「届出事項訂正・変更届」を提出してください。

また、届出ている本俸が間違っている場合などは、「基準給与改定届」を提出してください。なお、年度途中の昇給による本俸の訂正はできませんので、翌年の「基準給与算定基礎届」で改定してください。

## ◎各種届出用紙の記入方法について

共済会の各種届出用紙にご記入いただきます「濁点」については、フリガナ欄・漢字欄とも、**ひとマスに含めて**ご記入ください。

(例)

正  誤



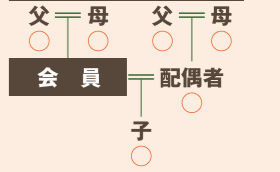
# 一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。なお、**請求権は各事由が発生してから1年で無効**となりますのでお気を付けください。

- ◎お手続きについては、所属施設にご確認ください。
- ◎給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。
- ◎給付日については、所属施設長宛にて中旬頃に決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。
- ◎一般給付金請求時の添付書類は全て写し(コピー)で結構です。
- ◎今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。  
(請求期限は令和3年3月31日受理までです。)  
なお、入会日が令和2年4月2日以降の会員様は対象外です。

家族死亡弔慰金の対象者

一親等以内の血族・姻族



添付書類は  
コピー可です。

種 別	給付金	添付書類 (コピー可)	
結 婚 祝 金	3万円	・婚姻届受理証明書等	
出 産 祝 金	5万円	・母子手帳の1ページ目 (出生届証明を受けたもので、父母子の氏名等が記入されているもの)	
入 学 祝 金	子が小学校に入学したとき	1万円	・就学通知書、就学年月日を記した在学証明書 ※ご注意 会員と入学する者(子)の姓が異なる場合は、別途、親子関係を証明する書類が必要です。
	子が中学校に入学したとき	2万円	
	子が高等学校に入学したとき	3万円	
傷 病 見 舞 金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円	・医師の診断書 ・欠勤期間を証明する書類もしくは出勤簿写し (復職が確認できる部分も必要) ※ご注意 傷病見舞金の請求は復職後の1回のみといたします。また、同一疾病による欠勤については、給付対象となった欠勤期間の満了した日から1年間は請求できません。出産にともなう傷病の場合は、産前休業日の初日を復職した日とみなしてご請求ください。この場合の時効は産前休業日から1年となります。
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円	
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円	
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円	
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円	
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円	
災 害 見 舞 金	一部焼損・一部損壊	1万円	・会員の住居が火、水、震災などの不可抗力によって損害を受けたときの官公署発行の罹災証明書
	半焼・半壊	5万円	
	全焼・全壊	10万円	
死 亡 弔 慰 金	本人	10万円	・死亡診断書の写し ・請求者と亡くなられた方の続柄を証する公的な証明書
	配偶者	10万円	
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円	
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円	

(注)本人・配偶者がともに共済会会員の場合  
結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。